

箕面市立箕面文化・交流センターの管理に伴う 私人による徴収事務に係る契約書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と箕面市立箕面文化・交流センター（以下「センター」という。）の指定管理者である箕面都市開発株式会社（以下「乙」という。）との間に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、私人による徴収事務委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務）

第1条 乙は、平成18年(2006年)4月25日付けで締結された箕面市立箕面文化・交流センターの管理に係る協定書第1条第1項第8号に係る業務のうち、乙が管理を行うセンターにおいて、甲が管理する施設の使用料の徴収業務を実施するものとする。

（徴収した使用料の取扱い等）

第2条 乙は、前条の業務を次のとおり行うものとする。

- (1) 甲の使用料を徴収した際、当日分を集計し、当該取扱現金を日計表及び施設使用許可申請書により照合及び確認を行い、現金出納簿に記載し、納付書（箕面市会計規則（昭和39年箕面市規則第6号）様式第2号）を作成する。
- (2) 徴収した使用料及び納付書は、耐火金庫において保管する。
- (3) 徴収した使用料は、収納日又は収納日の翌日（その日が休館日又は金融機関の休日であるときはその翌日）に納付書を添えて指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込む。
- (4) 払込後の原符を甲に送付する。
- (5) 管理施設ごとにおける毎月分の取扱現金の状況をそれぞれ取扱現金報告書にまとめ、甲が管理する施設の所管課長あて報告する。

（個人情報の取扱い）

- 第3条 乙及び第2条に規定する業務に従事している者は、業務の実施に際して知り得た個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止、その他の知り得た個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙及び第2条に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。また、この秘密保持等の義務はこの契約が終了後も継続するものとする。
 - 3 乙及び第2条に規定する業務に従事している者は、その業務に関して収集した個人情報を、その収集目的以外に利用又は使用してはならず、事前に甲の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。
 - 4 乙は、第2条に規定する業務に従事している者に対し、個人情報の適正な管理及び取り扱いに関する教育及び研修を実施しなければならない。
 - 5 乙は、センターの業務に関する個人情報に関する事故が発生したときは、直ちに甲に報告しその指示に従わなければならない。
 - 6 乙及び第2条に規定する業務に従事している者又は従事していた者が、業務に関して知り得た個人の秘密を漏洩した場合の罰則については、箕面市個人情報保護条例（平成2年箕面市条例第1号）に定めるところによる。

(委託契約期間)

第4条 この契約の期間は平成18年6月1日から平成23年3月31日までとする。

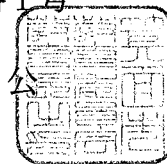
(疑義の解釈)

第5条 この契約の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月18日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市教育委員会
教育長 仲野



乙 箕面市箕面本町3番1-207号
箕面都市開発株式会社
代表取締役社長 田実

